

令和6年1月4日

新規利用希望者 様

京都市社会福祉協議会  
京都市吉田児童館  
館長 石川 勝也

## 令和6年度学童クラブ事業 WEB上からの登録申請について

平素は、児童館・学童クラブ事業に御協力と御支援をいただき、ありがとうございます。

さて、京都市の児童館・学童保育所では、WEB上より学童クラブ事業の登録申請を受け付けておりますので、下記の手順で御申請いただきますようお願いいたします。

なお、御不明な場合は、当館に直接お問い合わせください。

### 申請受付サイト

申請にはメールアドレス（携帯、パソコンどちらでも可）の登録が必要です。

メールアドレスはGmailやyahooメール等のフリーメールを推奨しております。

キャリアメール（ドコモやau等のメール）を使用される場合は、@web-sakura.jpからのメールが届くように設定をお願いします。

#### ◇児童館学童クラブ登録申請サイト◇

<http://www.kyo-yancha.ne.jp/registration/about.html>

当館の連絡先

住所 京都市左京区吉田中阿達町39-15 電話 075-761-3079



### 登録申請の手順

- 1 「学童クラブ登録申請サイト」より、注意事項を御確認の上、当館のある左京区を選択してください。

北区 | 上京区 | 左京区 | 中京区 | 東山区 | 山科区 | 下京区 | 南区 | 右京区 | 西京区 | 伏見区

- 2 表示された区内の児童館から、吉田児童館の登録申請サイトを選択してください。

	施設名	登録申請サイト	TEL	所在地	運営団体
■ 区	■ 児童館	■ 児童館に登録申請	■	■	京都市社会福祉協議会

- 3 メールアドレスを入力してください。  
 確認用にもう一度入力し、送信してください。  
 なお、入力したメールアドレスに受付の連絡を  
 いたします。

- 4 入力したメールアドレスにログインページのリンクとパスワードを送信しますので  
 アクセスし、入力したメールアドレスとパスワードを入力し、ログインして下さい。

- 5 ①利用申請登録のアイコンをクリックし、②次のページで新規申請を選択して下さい。

- 6 就労証明書の準備等をクリックしたら表示される  
 右記フォームから、様式をダウンロードし、「内容を  
 確認しました」をクリックして下さい。

※就労証明書は印刷した物をお配りします。

※京都市発行と様式が違いますが、どちらでも受理可能です。

7 利用希望児童の「編集する」をクリックし、児童の情報を編集し保存をしてください。

きょうだい児がおられる場合は、「+児童を追加する」から編集し、保存してください。

利用希望児童

児童1

編集する

利用時間\*

午後5時まで  午後6時30分まで

アレルギー

そば類  大豆

戻る 保存する

+児童を追加する

戻る 保存する

8 就労証明書、若しくは保育ができないことが分かる資料を選択して下さい。

※未就学児、学生の御家族は保育できないことが分かる資料を選択して下さい。

この場合、在学証明書等の提出は不要です。

就労証明書は、勤務先等の証明後、下記から提出方法を選んで下さい。

ファイル添付の場合は、画像やPDF等で提出してください。

添付資料\*

就労証明書

保育ができないことが分かる資料

就労証明書の提出方法

ファイルの添付  郵送  施設へ手渡し

9 減免の有無を選択してください。

減免申請を御希望の場合は、希望する減免の種類を選択し、申請を更新してください。

減免申請の形態

減免を希望しない

開館利用のきょうだい児に係る減免のみを希望する

減免区分①～④に該当する減免を選んで申請する

申請を更新

※減免①～④を申請される場合は、館に減免申請書と挙証資料を直接御提出下さい。

10 「申請する」を2回クリックする事で、当館への御申請が完了します。

もし、データに不備がある場合、申請するのボタンがクリックできません。

④減免申請の有無 [詳細](#) 申請なし

まず初めに学童クラブ事業利用申請をご登録した後、減免申請の有無をご登録ください。

申請する

申請確認

申請を行います。よろしいですか。

キャンセル 申請する

